

短期入所生活介護 (介護予防を含む) 運営規程

短期入所生活介護 ききつ
介護予防短期入所生活介護 ききつ
長崎県諫早市多良見町化屋1829番地
TEL 0957-43-6116

短期入所生活介護 ききつ（介護予防を含む）運営規程

（運営規定設置の趣旨）

第1条 社会福祉法人知六会が開設する短期入所生活介護ききつ（介護予防を含む）（以下「当施設」という）において実施する短期入所生活介護（介護予防を含む）の適正な運営を確保するために、人員及び運営に関する事項を定める。

（事業の目的）

第2条 短期入所生活介護（介護予防を含む）は、要介護（要支援）状態と認定された利用者（以下「利用者」という）に対し、可能な限りその居宅において能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう介護保険法令の趣旨に従って、介護及び機能訓練その他必要な日常生活の世話をを行い利用者の療養生活の質の向上および利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図ることを目的とする。

（運営の方針）

第3条 当施設では、短期入所生活介護計画（介護予防を含む）に基づいて、医学的管理の下における機能訓練、看護、介護その他日常的に必要な医療並びに日常生活の世話をを行い、利用者の身体機能の維持向上を目指すとともに、利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図り、利用者が1日でも長く居宅での生活を維持できるように在宅ケアの支援に努める。

- (2) 当施設では、利用者の意思及び人格を尊重し、自傷他害の恐れがある等緊急やむを得ない場合以外、原則として利用者に対し身体拘束を行わない。
- (3) 当施設では、特別養護老人ホームが地域の中核施設となるべく、保健医療福祉サービス提供者及び関係市区町村と綿密な連携をはかり、利用者が地域において統合的サービス提供を受けることができるよう努める。
- (4) 当施設では、明るく家庭的雰囲気を重視し、利用者が「にこやか」で「個性豊かに」過ごすことができるサービス提供に努める。
- (5) サービス提供にあたっては、懇切丁寧を旨とし利用者又はその家族に対して療養上必要な事項について、理解しやすいように指導又は説明を行うとともに利用者の同意を得て実施するように努める。
- (6) 利用者の個人情報の保護は、個人情報保護法に基づく厚生労働省のガイドラインに則り、当施設が得た利用者の個人情報については、当施設での介護サービスの提供にかかる以外の利用は、原則的に行わないものとし外部への情報提供については、必要に応じて利用者またはその代理人の了解を得る。

（当事業所の名称及び所在地等）

第4条 当事業所の名称所在地は次のとおりとする。

- (1) 事業所名 短期入所生活介護 ききつ（介護予防を含む）
- (2) 開設年月日 平成30年4月1日
- (3) 所在地 長崎県諫早市多良見町化屋1829番地
- (4) 電話番号 0957-43-6116
FAX番号 0957-43-8118
- (5) 管理者名 松本 章
- (6) 介護保険指定番号 4270403423 号

（従業員の職種、員数）

第5条 当施設の従事者の職種、員数は次のとおりであり、必置職については法令の定めるところによる。

- (1) 管理者 1
- (2) 医師 2
- (3) 看護職員 1 以上

- | | |
|--------------|------|
| (4) 介護職員 | 4 以上 |
| (5) 生活相談員 | 1 以上 |
| (6) (管理) 栄養士 | 1 以上 |
| (7) 機能訓練指導員 | 1 以上 |
| (8) 調理員 | 1 以上 |
| (9) その他 | 1 以上 |

(従業者の職務内容)

第6条 前条に定める当施設職員の職務内容は、次のとおりとする。

- (1) 管理者は、短期入所生活介護ききつ（介護予防を含む）に携わる従業者の管理、指導を行う。
- (2) 医師は、利用者の病状及び心身の状況に応じて日常的な医学的対応を行う。
- (3) 看護職員は、医師の指示に基づき投薬、検温、血圧測定等の医療行為を行うほか、利用者の短期入所生活介護計画（介護予防を含む）に基づく看護を行う。
- (4) 介護職員は、利用者の短期入所生活介護計画（介護予防を含む）に基づく介護を行う。
- (5) 生活相談員は、利用者及びその家族からの相談に適切に応じるとともに、レクリエーション等の計画、指導を行い市町村との連携をはかるほか、ボランティアの指導を行う。
- (6) 管理栄養士は、利用者の栄養管理、栄養ケアマネジメント等の栄養状態の管理を行う。
- (7) 機能訓練指導員は、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う。
- (8) 調理員は、毎日の献立の調理を行う。
- (9) その他 事務員、介護助手、運転送迎員 等

(利用定員)

第7条 短期入所生活介護（介護予防を含む）は1ユニットとし利用定員は、10名とする。

【短期入所生活介護（介護予防を含む）の内容】

第8条 短期入所生活介護（介護予防を含む）は、利用者に関わるあらゆる職種の職員の協議によって作成される短入所生活介護計画（介護予防を含む）に基づいて、利用者の病状及び心身の状況に照らして行う適切な医療及び医学的管理の下における看護・介護並びに日常生活上の世話、また管理栄養、栄養状態の管理とする。

- (1) 併設型ユニット型短期入所生活介護費（Ⅰ）の人員体制とする。
併設型ユニット型介護予防短期入所生活介護費（Ⅰ）の人員体制とする。
- (2) サービス提供体制強化加算、夜勤職員配置加算（要介護のみ）、認知症緊急対応加算、若年性認知症受入加算、療養食加算、送迎加算、緊急時短期入所受入加算（要介護のみ）

(利用者負担の額)

第9条 利用者負担の額を以下のとおりとする。

- (1) 保険給付の自己負担額を、別に定める料金表により支払いを受ける。
- (2) 利用料として、滞在費、食費、特別な食事の費用、日常生活品費、教養娯楽費、理美容代その他の費用等利用料を別に定める利用料金表により支払いを受ける。

(通常の送迎の実施地域)

第10条 通常の送迎の実施地域は、半径10km圏内とする。

(施設の利用にあたっての留意事項)

第11条 当施設の利用にあたっての留意事項は以下のとおりとする。

- ・面会について
 - ・面会時間は、午前9時～午後7時までとなっております。
 - ・面会時には、1階事務所前かユニット玄関にある申込み書に必ずご記入下さい。
- ・外出について
 - ・原則として家族の方の付き添いが条件となります。
 - ・施設からの外出時間ならびに帰宅時間は、午前10時～午後7時の間にお願い致します。
- ・持ち物について
 - ・持ち物については、必ず氏名を書き入れて下さい。
 - ・衣類は、居室内に設置のダンスに入る範囲でお願い致します。
 - ・貴重品、多額の現金については、出来るだけ持込みをご遠慮下さい。
 - ・電気製品の持込み、衣類などの途中で持込みについては、職員へお知らせ下さい。
- ・食事について
 - ・原則として食堂にて食事はとって頂きますが、身体の状態によっては例外もあります。
 - ・高血圧、肥満等病的症状の度合いによって調節しております。
 - ・飲食物の多量の持込みに関しては、利用者の健康管理、衛生管理上原則としてお断りしております。
- ・謝礼、贈り物について
 - ・当施設では、ご利用いただく皆様に余分な負担をおかけしないという趣旨から固くお断りしております。
- ・移室について
 - 療養上身体の状態により、部屋の移動をして頂く事がありますので、あらかじめご了解願います。

(非常災害対策)

第12条 消防法施行規則第3条に規定する消防計画及び風水害、地震等の災害に対処する計画に基づき、また消防法第8条に規定する防火管理者を設置して非常災害対策を行う。

- (1) 防火管理者には、事業所職員を充てる。(事業所管理者とは別に定めることも可)
- (2) 火元責任者には、事業所職員を充てる。(名前を列記しても可)
- (3) 非常災害用の設備点検は、契約保守業者に依頼する。点検の際は、防火管理者が立ち会う。
- (4) 非常災害設備は、常に有効に保持するように努める。
- (5) 火災の発生や地震が発生した場合は、被害を最小限にとどめるため、自衛消防隊を編成し、任務の遂行に当たる。
- (6) 防火管理者は、従業員に対して防火教育、消防訓練を実施する。
 - ① 防火教育及び基本訓練(消火・通報・避難)・・・年2回以上
(うち1回は夜間を想定した訓練を行う)
 - ② 利用者を含めた総合避難訓練・・・年1回以上
 - ③ 非常災害設備の使用方法の徹底・・・随時
- (7) その他必要な災害防止対策についても必要に応じて対処する体制をとる。

(緊急時の対応)

第13条 短期入所生活介護(予防を含む)サービス利用期間中に利用者の心身の状態が急変した場合、その他必要な場合は、主治医又は協力医療機関と連携をとって速やかに対応する。

(事故発生時の対応)

第14条 短期入所生活介護（予防を含む）サービスの提供により事故が発生した場合は、利用者の緊急時の連絡先、保険者、担当居宅介護支援事業所に対して連絡を行うとともに必要な措置を講じるものとする。

(賠償責任)

第15条 短期入所生活介護（予防を含む）サービスの提供に伴って当施設の責に帰すべき事由によって、利用者が損害を被った場合、当施設は利用者に対して損害を賠償する。
また、利用者の責に帰すべき事由によって、当施設が損害を被った場合、利用者及び身元引受人は、連帯して当施設に損害を賠償するものとする。

(職員の服務規律)

第16条 職員は関係法令及び諸規則を守り、業務上の指示命令に従い、自己の業務に専念する。服務にあたっては、協力して施設の秩序を維持し常に次の事項に留意すること。

- (1) 利用者に対しては、人格を尊重し懇切丁寧を旨とし、責任をもって接遇すること。
- (2) 常に健康に留意し、明朗な態度を失ってはならない。
- (3) お互いに協力し合い、能率の向上に努力するように心掛けること。

(職員の質の確保)

第17条 施設職員の資質向上のために、その研修の機会を確保する。

(職員の勤務条件)

第18条 職員の就業に関する事項は、別に定める社会福祉法人知六会の就業規則による。

(職員の健康管理)

第19条 職員は、この施設が行う年1回の健康診断を受診すること。
但し、夜勤勤務に従事する者は年間2回の健康診断を受診しなければならない。

(衛生管理)

第20条 利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理につとめ、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに医薬品及び医療用具の管理を適正に行う。

- (2) 食中毒及び感染症の発生を防止するとともに蔓延することがないように、水廻り設備、厨房設備等の衛生的な管理を行う。
- (3) 栄養士、調理師等厨房勤務者は、毎月1回検便を行わなければならない。
- (4) 定期的に鼠族、昆虫の駆除を行う。

(守秘義務及び個人情報の保護)

第21条 施設職員に対して、施設職員である期間及び施設職員でなくなって後においても、正当な理由が無く、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう指導教育を適時行うほか、施設職員等が本規程に反した場合は、違約金を求めるものとする。

(その他運営に関する重要事項)

第22条 地震等非常災害その他やむを得ない事情の有る場合を除き、入所定員及び居室の定員を超えて利用させない。

- (2) 運営規程の概要、施設職員の勤務体制、協力病院、利用者負担の額及び苦情処理の対応については、施設内に掲示する。
- (3) 短期入所生活介護（予防を含む）に関連する政省令及び通知並びに本運営規程に定めのない運営に関する重要事項については、社会福祉法人知六会の理事会において定めるものとする。

(虐待の防止のため措置)

第23条 施設は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の措置を講ずるものとする。

- (1) 施設における虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図ること
- (2) 施設における虐待の防止のための指針を整備すること
- (3) 施設において、職員に対し、虐待の防止のための研修を定期的（年2回以上）実施すること
- (4) 虐待の防止の措置を適切に実施するための責任者を置くこと

(身体拘束等の適正化)

第24条 施設は、利用者の身体的拘束は行わない。万一、利用者等または職員等の生命または身体を保護するため緊急やむを得ない場合には、その態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない事由を記録しなければならない。なお、基準156条第2項の規程に基づき、当該記録は2年間保存するものとする。

◇ 利用料金

(1) 利用者の方からいただく利用料金は下記のとおりです。

※施設利用料金 (1日)		
《 要介護度 》	1割負担	2割負担
要支援 1	529円	1,058円
要支援 2	656円	1,312円
要介護 1	704円	1,408円
要介護 2	772円	1,544円
要介護 3	847円	1,694円
要介護 4	918円	1,836円
要介護 5	987円	1,974円
サービス提供体制加算Ⅱ	18円	36円
夜勤職員配置加算 (Ⅱ) (要介護のみ)	18円	36円
若年性認知症受入加算	120円	240円
療養食加算 (1日につき3回を限度)	8円	16円
送迎加算 (片道) (入退所時の送迎を希望の方)	184円	368円
緊急時短期入所受入加算 (要介護のみ)	90円	180円
*介護職員処遇改善加算 (Ⅰ) 利用総単位数の8.3%		
*介護職員等特定処遇改善加算 (Ⅰ) 利用総単位数の2.7%		
*介護職員等ベースアップ等支援加算 利用総単位数の1.6%		

※食費		
朝食	365円	昼食 525円 夕食 555円
第1段階	……	300円
第2段階	……	600円
第3段階①	……	1,000円
第3段階②	……	1,300円
第4段階	……	1,445円

1日の
負担限度額

※滞在費		
第1段階	……	820円
第2段階	……	820円
第3段階①	……	1,310円
第3段階②	……	1,310円
第4段階	……	2,006円

◎利用された時に支払う料金

- ・理美容代 …………… 実費
- ・クラブ活動材料費 …………… 実費
- ・教養娯楽費 …………… 実費
- ・日常生活品費 …………… 実費

※ 利用者又はその家族が特別に希望されるものに限る

※ 被爆者健康手帳をお持ちの方は援護対策があります。但し、食費・滞在費・その他の料金は、自己負担になります。(被爆体験者精神医療受給者証は援護の対象になりませんのでご注意ください。)

- (2) 施設利用料金・送迎加算は、介護の法定料金に基づく金額です。
- (3) 介護保険外サービスとなる場合(サービス利用料の一部が制度上の支給限度額を超える場合も含む。)には、全額自己負担となります。
(介護保険外サービスとなる場合には、居宅サービス計画を作成する際、居宅の介護支援専門員から説明の上、利用者の同意を得る事になります。)
- (4) 毎月15日までに、前月分の請求書をご準備いたしますのでその月の末日までにこちらが指定する口座へ、お振込みでお支払いただきますと領収書を発行いたします。

附則

この運営規定は、平成30年4月1日より施行する。
 この運営規定は、令和元年10月1日より改定。
 この運営規定は、令和3年4月1日より改定。
 この運営規定は、令和3年8月1日より改定。
 この運営規定は、令和4年4月1日より改定。
 この運営規定は、令和4年10月1日より改定。
 この運営規定は、令和5年4月1日より改定。
 この運営規定は、令和6年4月1日より改定。